

【 医学管理等 】

6 4 3 器質性月経困難症のみに対する婦人科特定疾患治療管理料の算定について

《令和 7 年 8 月 2 9 日》

○ 取扱い

子宮筋腫、子宮内膜症、子宮腺筋症、チョコレートのお胞等がなく、器質性月経困難症の傷病名のみに対する B 001「30」婦人科特定疾患治療管理料の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

B 001「30」婦人科特定疾患治療管理料については、厚生労働省通知※に「器質性月経困難症の患者であって」と示されており、器質性月経困難症の傷病名に加えて、当該疾患の原因となった子宮筋腫、子宮内膜症、子宮腺筋症、チョコレートのお胞等の傷病名が併記されている必要がある。

以上のことから、子宮筋腫、子宮内膜症、子宮腺筋症、チョコレートのお胞等の病名がなく B 001「30」婦人科特定疾患治療管理料の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について